25 日工会第 245 号
2025 年 8 月 18 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 1 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2025 年 7 月 30 日（水）13：00～17：35

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 23 名：うちオンライン参加 11 名

部 会 長	柴田　明仁（オ ー ク マ）	
副部会長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）
同	大橋　敏雄（ジェイテクト）	柴田圭太郎（ジェイテクト）
同	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	久保田晃正（スター精密）
同	小澤　裕二（高 松 機 械 ）	中平　弘樹（DMG 森精機）
同	吉村　　司（中村留精密）	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）
同	宮嶋敬一郎（ファナック）	中村　　真（ブラザー工業）
同	小畑　哲朗（ホ ー コ ス）	山田　裕樹（牧野フライス）
同	七井　正三（三 井 精 機）	河合　泰弘（三 菱 電 機）
同	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）	
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
事 務 局	辻　　知成、礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「5 月 30 日に日工会理事会が開催され、坂元会長のもと 2025-26 年度の日工会の新体制が発足した。輸出管理委員会は、前期に引き続きジェイテクトの荒井テクニカルアドバイザーが委員長に就任された。輸出管理部会は荒井委員長のご意向のもと前期の委員の方々より引き続き就任を頂いた。なお、新たに芝浦機械の大友氏が副部会長に就任されたので宜しくお願いしたい。」旨の挨拶があった。

続いて、副部会長に就任した芝浦機械の大友氏及び、新たに部会に参画されたヤマザキマザックの大西氏より挨拶があった。

（1）2025 年度輸出管理委員会活動案について

①事務局より、資料 No.1 に基づき、2025 年度の活動案について説明があ

った。

②委員にて討議を行い、各議事項目についての優先度及び対応方法の検討を行った。討議結果は「別紙 1：2025 年度輸出管理委員会 活動検討結果」の通り。

③柴田部会長より「第 1 回輸出管理委員会に今討議結果を上程し、審議を頂くようにしたい。」旨の説明があった。

（2）需要者等における誓約違反事象に関する調査結果について

①事務局より、資料 No,2 に基づき、2024 年 1 月から 12 月にかけて経産省に報告された需要者等における誓約違反事象に関する調査について以下要旨の説明があった。

ア．調査内容は従来と同様で、変更点は「調査対象期間（2024 年 1 月～12 月）」のみ。

イ．対象は 2024 年中に経済産業省へ違反報告があった案件、調査項目は発生日、社内把握日、経産省報告日、経産省対応、社内フォロー状況などを時系列ベースで記入。

ウ．調査回数は数年前から年 1 回ごとに変更し、夏頃に実施。

エ．調査結果は、本部会での審議後に 10 月開催予定の輸出管理委員会にて発表をする予定。

オ．過去に違反報告を提出した企業は、その後の対応状況（顛末）を確認するための「後追い調査」を、今回の調査と併せて実施する予定。

②誓約違反低減に関する啓蒙資料の閲覧状況について

ア．昨年（2024 年）8 月 15 日より、日工会の英語版ホームページにユーザー向けおよび商社代理店向けの誓約違反低減に関する啓蒙資料を掲載している。

イ．2024 年 8 月 15 日から 2025 年 7 月末までの期間において、ホームページ全体の閲覧状況を Google アナリティクスで集計・分析した。

ウ．その結果、誓約違反低減に関する啓蒙資料ページに関しては、米国からのアクセスが 1 件、東京都内からのアクセスも 1 件というごく僅かな記録しか確認されなかった。

エ．なお、輸出管理関連のページ全体（日本語版）では、同期間で約 1,800 件のアクセスがあり、日本国内のみならず、アメリカ、中国など海外からの閲覧が確認できた。

オ．特に、中古機に関する輸出規制の改正時期の 2025 年 5 月 28 日前後にはアクセス数が急増していた。

カ．今後は、委員会開催のタイミングにあわせて、誓約違反低減に関する啓蒙資料ページへのアクセス状況の定期報告を行う方針である。

③柴田部会長より本調査の経緯及び今後の方向性について以下要旨の発言

があった。

ア．調査開始の経緯は、2014 年から 2015 年にかけて、当時の日工会が審査課に対して要望事項を打診したところ、審査課側から、会員企業内の誓約違反の状況を十分に把握するよう指摘があったことから調査を開始し、今回調査までに至る。

イ．調査結果は、会員各社が実例から学び、再発防止や未然防止につなげられるよう委員会社へ共有されている。

ウ．これまでの調査で、一定の知見やノウハウが蓄積されてきている。今後は、調査結果から分析を進めていくべき時期に来ている。

エ．問題の本質的原因を探り、それに対する根本的な対策を立て、その後の効果を長期的なスパンで検証するというアプローチが重要である。

（３）2025 年度各種講習会・研修会について

①事務局より、資料 No.3 及び No.4 に基づき、「2025 年度工作機械の輸出管理講習会」、「2025 年度工作機械の輸出管理研修会」及び「2025 年度工作機械の海外向け輸出管理講習会」に関する講演項目案、実施スケジュール案等について、以下要旨の説明があった。

＜輸出管理講習会＞

ア．「1.工作機械の輸出管理制度の仕組みについて」および「2. 工作機械の輸出許可申請の工程について（貨物を中心に）」は昨年を踏襲。

イ．「3.直近の改正内容に基づく対応」は従来どおりの「直近の政省令改正内容」に加え、新たな項目として「国内中古機の不正輸出防止規制」と「移設検知装置搭載による特定包括許可」の 2 項目を盛り込む。

＜輸出管理研修会＞

ア．「1.工作機械貨物（技術）の輸出時（提供時）のポイント」の中に、「特一包括許可（インド、シンガポール、マレーシア、フィリピン向け）改正」を追加。

イ．「2.日工会発行文書の解説」は、「数値制御工作機械 外国為替令『技術』の該非判定 日工会ガイドライン」の項目を削除し、新たに「中古工作機械の実測結果・製造者チェックフォーム」の項目を追加。

ウ．「3.工作機械貨物の輸出後の管理について」は、受講者アンケートの意見が複数寄せられた受講時間への意見を考慮し、今回は取りやめる。

エ. これにより、今年度の講演構成は「1.輸出管理制度の仕組みについて」と「2.輸出許可申請の工程について（貨物を中心に）」の 2 項目に絞り、半日程度で開催したい。

＜海外講習会＞

ア．講演項目は「1.輸出管理の必要性」、「2.工作機械におけるリスト規制

の内容」、工作機械の受ける輸出規制の内容、事業者用途の確認ポイント、「3.需要者・用途の確認ポイント」、「4.日本から 2 項又は 6 項に分類される工作機械の受取前の対応」、「5.日本から 2 項又は 6 項に分類される工作機械の受取後の対応」、「6.輸出管理に関するトラブル発生時の対応方法」にて実施を検討。

＜スケジュール＞

ア．講師の選定は 7 月～8 月にかけて実施し、講師間で開催場所や講演内容に関する打合せを行う。

イ．9～10 月にかけて講習会および研修会の内容・講演項目の検討に係るアンケートを実施し、テキスト作成に必要な情報収集を行う。

②以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．項目は受講者アンケートの内容が反映されているのか。

→事務局内で内容を精査し、反映したものとなっている。

イ．9～10 月にかけて実施予定のテキストの情報収集のためのアンケートについて、どのような結果内容をテキストへ落とし込むイメージか。

→①「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況」は規制の改正後にあった相談事例を集計し、メーカ側の対応状況を反映したい。また、メーカサイドは問い合わせをどのように受け止められているかもアンケートしたい。事例の中には精度の確からしさを確認できない内容もあり、「対応が難しいケースを資料化したい」、といった声もある。各社の事情は異なるものの、具体的な事例として取り上げ、輸出者側も参考にできる内容にしたい。

②「特定包括許可の活用条件」に関するアンケートは、いつ包括許可を当局へ提出し、当局からいつ反応（受理）があり、どの程度のレスポンスがあって、どのような効果が得られているのかを定点観測で把握したい。

ウ．内容について特に異論はない。時間設定は、近年 WEB 受講のケースが増えており、午前・午後にまたがる形式の場合、通常業務へ戻ることが難しくなるなど、受講者側にとって不都合が生じる可能性があることから、午後のみの開催とする方向で問題ないのではないか。

エ．研修会のボリュームが多いため、少し情報量を絞ったうえで、集中力の観点からも午後のみの開催で良いと思う。特に WEB 受講の場合、長時間の視聴は受講者にとって負担が大きいと思われる。一方で講習会については、新たな規制が入ってきている状況を踏まえ、その解説を行ったうえで研修会につなげるという流れができているため、現在の構成で問題ないと考える。

③事務局からの提案は、概ね委員より了解が得られた。本日の意見を踏まえ、講師選定のうえ、講演内容や開催場所等、詳細を詰めることとした。

（4）NSG の UPR 化に向けた対応について

①事務局より、資料 No.5 に基づき、先般、輸出管理委員を対象に実施した「NSG の UPR 閾値変更に向けた経産省調査」中間結果（暫定版）の概要について、以下要旨の説明があった。

＜旋削＞

ア．全 547 機種のうち 258 機種（約 47%）が 2 項 PA 該当かつ UPR 該当で、全機種が日本から輸出されている。うち 218 機種は非ホワイト国向けで、現在の規制下では多くの旋削機械が非ホワイト国に輸出されていることがわかる。

イ．PA 非該当かつ UPR 該当は 187 機種（約 43%）で、うち海外生産機は 65 機種がすべて非ホワイト国で生産されている。

ウ．また、6 項 UPR 該当機種は 378 機種（約 69%）であった。

＜フライス削り＞

ア．全 602 機種のうち、344 機種（約 57%）が 2 項 PA 該当かつ UPR 該当で、旋削機械と同様に、多くのフライス系機種が日本から非ホワイト国に輸出されている。

イ．PA 非該当かつ UPR 該当は 96 機種（約 16%）で、うち海外生産機は 29 機種、そのうち 27 機種が非ホワイト国で生産されている。

＜研削＞

ア．全 158 機種のうち、2 項 PA 該当かつ UPR 該当は 50 機種（約 39%）で、うち 34 機種が非ホワイト国向け。

イ．PA 非該当かつ UPR 該当は 62 機種（約 39%）で、うち海外生産機は 18 機種、そのうち 16 機種が非ホワイト国で生産されている。

② 以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．2 項優先で UPR に該当する場合、海外生産で新機種の投入はほぼ困難となり、結果として国際競争力の低下につながる。

イ．技術的な審査の問題ではなく、今回は販売台数・売上に直接関わる話であるため、産業機械課もしくは安保管理課を巻き込みやすいのではないか。

ウ．6 項優先とする場合、現在のように、0.9μm～1.4μm の機種が 2 項該当となり、それ以外が非該当になる状況となるため、0.9～1.4 の扱いをどうするのかという問題が生じる。

エ．2 項が UPR へ変更された場合、高性能な機種が 6 項優先で非該当となり、中途半端な性能のものが 2 項該当になるという矛盾も生まれるため、現地生産を見据えると、PA のパラメータを残すことで変更点を最小限に抑えられる可能性がある。

オ．日本からの輸出においても同様で、中途半端な機種だけが該当し、それより高性能な機種が包括許可で通ってしまうという矛盾がある。審査課としてもその矛盾を受け入れられるのかという点を含め、PA を残すことで審査業務の負担も軽減できる。

カ．PA を廃止し UPR に一本化した場合、例えば 0.9μm や 1.4μm といった数値が該当基準になるが、PA の基準では 2μm 出ていても非該当とされていたことを考えると、UPR のみで判断してよいのか疑問が残るため、PA は残すべきではないかと考える。

キ．PA が残れば、今後の見通しが立つという認識でいる。しかし、経産省として PA を残すという判断が現実的に可能なのか疑問がある。国際レジームで決定される事項である以上、日本だけが独自に PA を残すという運用が可能なのか懸念している。

ク．UPR 変更時に、貨物輸出は UPR のみでやむを得ないが、役務提供については UPR 該当でも PA 非該当であれば海外生産を可能にすることが日本政府の自由裁量の範囲内であるため、政策的な対応として産機課にも協力を求めてはどうか。

ケ．まずは経産省に理解してもらうことが重要であり、現行運用から大きく逸脱しない形での運用が望ましいと考えている。PA が非該当であれば、2 項 UPR に該当しても海外生産は可能とし、PA 非該当であれば輸出許可申請も不要といった運用が望ましい。

（５）その他

①次回（第 2 回）部会を 2025 年 8 月 19 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

②次々回（第 3 回）部会を 2025 年 9 月 19 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

※後日再調整により、2025 年 9 月 16 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催に変更。

以上

配布資料

⑴2025 年度輸出管理委員会活動案

⑵需要者等における誓約違反事象アンケート調査票（2024 年 1 月～2024 年 12 月）

⑶輸出管理講習会・研修会・講演項目変更（案）

⑷国内講習会・研修会・海外講習会共通の実施予定表

⑸NSG の UPR 閾値変更に向けた経産省調査結果概要（中間報告）

＜以下再配布＞

⑹輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパーの主なポイント）

(7)輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパー）

(8)WA スイス提案に関する日工会の意見（METI 審査課殿との打ち合わせ資料）（ディスカッションペーパー別紙）